

プロポーザル公告

令和8年度福井県医師採用マッチング事業運営業務の委託について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和8年2月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度福井県医師採用マッチング事業運営業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

別紙「令和8年度福井県医師採用マッチング事業運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおりに

2 受審資格要件

企画提案書を提出することができる者は、令和8年度福井県医師採用マッチング事業運営業務にかかるプロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の審査を受ける資格(以下「受審資格」という。)に関し、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則(昭和39年4月1日福井県規則第11号)第146条の規定に準じ、競争入札参加資格を有する者(競争入札参加資格の申請中の者を含む)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 受審資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど

直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 受審資格認定の申請手続等

(1) 受審資格の認定の申請

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり知事に申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

① 提出書類

令和8年度福井県医師採用マッチング事業運営業務に係るプロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

② 提出期限

令和8年3月5日（木）17時まで（必着）

なお、提出後における申請書の追加および変更は認めない。

③ 提出方法

持参、郵送（簡易書留）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

④ 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県 健康福祉部 健康医療局 地域医療課 医療人材確保グループ（県庁3階）

TEL 0776-20-0345

電子メール iryou@pref.fukui.lg.jp

⑤ 提出資料の様式等

募集要領および関係書類の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和8年2月20日（金）から3月5日（木）の9時から17時まで

イ 交付場所

3（1）④に同じ。

なお、福井県地域医療課ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/iryou/>）からもダウンロードすることができる。

(2) 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和8年3月11日（水）までに、受審資格認定申請書を提出した者にメールおよび書面により通知する。

4 公告業務に関する質問事項

本公告業務に関し質問事項がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、令和8年3月5日（木）までに、メールにて次の宛先に送付すること。

(1) 送付先

3（1）④に同じ。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年3月11日（水）までに、すべての受審資格認定者に対し

てメールにより一斉に行う。なお、軽微な質問については口頭により回答する場合がある。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類および提出部数

募集要領による。なお、提出後における企画提案書の追加および変更は認めない。

(2) 提出方法

持参、郵送（簡易書留）または宅急便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年3月13日（金）17時まで（必着）

(4) 提出先

3（1）④に同じ。

(5) 提出資料の様式等

3（1）⑤に同じ。

6 選定委員会および契約先候補者の選考等

(1) プレゼンテーションの実施

契約先の選定は、提案者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会において審査し、契約先候補者を選定する。

参加する事業者が1社の場合は、事務効率化等の観点から、プレゼンテーションによる対面ではなく書面での審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、採否にかかわらずプレゼンテーションを実施した日から1週間以内に企画提案書を提出した者に書面で通知する。なお、審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

(3) 企画提案書の選定に際し審査する事項

選定委員会において、仕様書の業務内容1～4について「わかりやすさ」「独自性」「完成度」「インパクト」「事業遂行能力」を基準に審査を行う。

7 その他

(1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。

(2) 提出された資料は返却しない。

(3) 企画提案書の提出に関する経費は全額提出者負担とする。

(4) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、募集要領等による。

(6) プロポーザルによる業者決定の効果は、令和8年度予算発効時において生じる。